

議案第72号

交野市地域密着型サービス運営審議会条例の一部を改正する条例について

交野市地域密着型サービス運営審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 所掌事務に介護予防事業に関する事項を追加するとともに、審議会に臨時委員を置くことができる規定を追加したいため。

交野市地域密着型サービス運営審議会条例の一部を改正する条例案

交野市地域密着型サービス運営審議会条例の一部を改正する条例

交野市地域密着型サービス運営審議会条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例

第1条中「運営審議会」を「運営及び介護予防事業運営審議会」に改める。

第2条第1項第5号中「適正な運営」の次に「並びに介護予防に資する事業の適正な運営」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護予防サービスに係る公募及び選定に関する事項

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第5条 第3条に規定する委員のほか、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項について、議事に参与する。

3 臨時委員は、市長が任命する。

4 臨時委員の任期は、当該特別な事項の審議期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。